

山形県で畜産業を営む申立人について、肉用牛の出荷自粛要請により生じた逸失利益等が賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 損害項目

ア	営業損害（牛A， 個体識別番号：〇）	金50万1167円
イ	営業損害（牛B， 個体識別番号：〇）	金15万 325円
ウ	営業損害（牛C， 個体識別番号：〇）	金44万6080円
エ	営業損害（牛D， 個体識別番号：〇）	金47万 356円
オ	営業損害（牛E， 個体識別番号：〇）	金 6万1075円
カ	営業損害（牛F， 個体識別番号：〇）	金10万3075円
キ	営業損害（堆肥）	金40万 0円
ク	放射能検査費用（牛）	金 1万8000円
ケ	放射能検査費用（飼料米）	金 1万2600円

#### 期 間

自平成23年 3月11日 至平成24年 9月20日

### 2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金額として、申立人に対し、金216万2678円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算

申立人と被申立人は、第1項アイウエオカキクケ記載の損害項目【営業損害（牛A・牛B・牛C・牛D・牛E・牛F）、営業損害（堆肥）、放射能検査費用（牛）、放射能検査費用（飼料米）】（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何ら債権債務のないことを相互に確認する。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年5月9日

（仲介委員 東海林正樹）